

第483回:わずか90日の休戦

アメリカ合衆国と中華人民共和国との間で揉めている輸出入を巡る軋轢について、連日各紙が大々的に報道しており、秘書のいないわが身は、毎朝8時前から記事の切り抜きと貼り付け作業に難渋している。

この米中トラブルだが、報道各社は様々な呼称を用いているが統一呼称はない。マスコミは極力簡略化した呼称を好む。とすれば、「米中 or 中米」、「貿易 or 通商」、「摩擦 or 紛争 or 戦争」の順列組合せの中から選ぶのが妥当だろう。

前例を探せば、わが日本も米国と通商トラブルを起こした過去がある。1960年代に日米貿易収支が逆転、米国の対日貿易赤字が固定化するようになるや、日本の“花形”商品の輸出は、60年代＝繊維、70年代＝鉄鋼、80年代＝電化製品・自動車などで一悶着あり、これを日本では「日米貿易摩擦」と呼んできた。

それを参考に米中問題を考えると、まず“米中 or 中米”かだが、大事な国、大きな国を前に置くのが常識であり、日本の“同盟国”が日本の“対象国”より大切なのは明らかだから“米中”は議論の余地がない。

次に“通商 or 貿易”だが、対象品目が1つ2つではなく、米中の幅広い輸出商品群に及ぶ極めて政治的な騒動であることから、本来は“通商”が適切だと思う。

しかしながら、横紙破りのドナルド・トランプ大統領、覇権主義に驕進する習近平国家主席という両巨頭の持ち味を面白がる日本メディアは“戦争”を使いたくてたまらないようで、あとは語呂の関係で“通商”が外され、週刊誌は“米中貿易戦争”、日刊紙とテレビ局は、公式には“米中貿易摩擦”だが、見出しでは、ときに“米中貿易戦争”を使うようだ。

さて、件の“米中貿易戦争”だが、11月中旬にパプアニューギニアで開かれたAPEC首脳会議ではペンス副大統領と李克強首相を代表とする米中両大国が、通商政策を巡り非難の応酬を繰り返す泥仕合となり、議長国が共同宣言を放棄すると云う極めて異例の事態に終わった。

そして最終ラウンドは南太平洋から南米に移り、アルゼンチンの首都ブエノスアイレスで開催されたG20直後の、トランプ・習近平会談でようやく“米中貿易戦争の休戦”が合意された。

年内最後のチャンスで合意に達したトランプ大統領一行は会談終了後、大統領専用機に乗って、さっさと帰途につき、中国の王毅外相が(“休戦期間”条件等をわざと省き)中国に都合の良い部分だけ集めた記者会見を行ったが、ほどなく公開された米国発表により「米中両国が今後技術移転、知的財産権保護、非関税障壁、サイバー攻撃、サービス・農業の市場開放等につき協議を進めるに当たり、米国が来年初より予定していた2000億米ドル相当の中国からの輸入品に対する関税率引き上げ(現行10%⇒25%)が90日間延期される」ことが明らかになった。

中国は当初、米中貿易戦争をトランプ大統領によるスタンドプレーの色彩が強い一種のブラフと見ていたふしがあったようだが、米国が中国に抱いている不満は、通商問題に限らず、人権・宗教・少数民族・覇権主義など多岐にわたっており、中国を糾弾する米首脳はペンス副大統領、ボルトン補佐官、ライトハイザー

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

USTR 代表等々の対中強硬派だけでなく、米議会も超党派で加勢する思わぬ展開となりつつある。

もちろん 90 日間休戦には、これ以上の戦線拡大を望まない米国の事情もある。たとえば中国から輸入するハイテク製品に追加関税を課す貿易制裁が発動されたことにより、生産コストの安い中国で製品を加工し、米国に逆輸入する米ハイテク企業は大きな打撃を受けている。

しかし、米中どちらに余裕があるかは明らかであり、All American の総攻撃によりダウン寸前だった中国は休憩のゴングに辛うじて救われた形となった。

でも休戦時間は僅か 90 日。たったこれだけの時間で、知財権やサイバーテロといった通商問題に安全保障まで加わる超ヘビー級の問題が解決できる保証はない。

計算するとタイムリミットは来年の 2 月末、でもこれは中国にとって大変有難い米国の譲歩である。

なぜならば中国人にとって新年に相当する来年の春節(旧正月)は 2 月 5 日であり、今回の合意により、中国はやっと「これで年が越せる」ことになった。

もしも米国が予定通り 1 月 1 日より関税率を 25% に引き上げたら、これまで中国の高度成長を支えてきた、中国沿海部を中心とする労働集約産業は総崩れとなり、体力の乏しい中小企業や零細企業は破綻し、何とか体力が残っている中国企業や外資系企業は、ミャンマーやベトナムを始めとする、中国よりも更に人件費の安い東南アジア諸国への生産拠点移転を加速させるだろう。

春節を前に零細企業のレイオフや、企業経営者の夜逃げが続出し、農村部からの出稼ぎ労働者たちが路頭に迷うような状況が沿岸部で多発すれば、社会不安が一気に高まる…これ最悪の Nightmare。

90 日休戦は中国にとって干天の慈雨だが、タイムリミットは、2 月末。この 2 月末というのが絶妙というか、微妙なタイミングであり、“前門の虎”の春節は無事越えることができたとしても、3 月初旬には“後門のなんとか”全人代(日本の国会に相当)が控えている。

新年最大の政治イベントである全人代のタイミングで、中国が米国に全面降伏すれば、政権はもたない。でも中国が対米交渉で、更に一ヶ月ほど先延ばしに成功したとしても、4 月には第 2 回の「一带一路サミット(“一带一路”国際合作高峰论坛)」が北京で予定されている。

習近平主席にとって、春はあけぼのどころではない。中国の春は政治の季節、習政権がトランプ政権に妥協できる余地はそう大きくはなさそうだ。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成30年12月6日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040